

39 婦人のための公民講座開設

昭和 22 年 (1947)

昭和22年5月3日に新憲法が施行され、女性も男性と平等の権利と義務を負うことになることから、女性の公民的素養を高めるための講座を開設したいという伺文案です。

国会中心主義、男女平等や民主的文化国家など、それまでの公文書のとはうってかわった文面となり、新しい時代を感じさせる内容です。

群馬県行政文書「社会教育 公民教育 公民館」(A0181A0B 4929)

[illegible]